

令和6年1月5日

各 位

更生会社 株式会社プロルート丸光  
管財人 弁護士 山本 幸治

## 管財人就任のご挨拶

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当社の会社更生手続開始申立により、関係者の皆様方に多大なご迷惑をお掛けしましたことを、あらためてお詫び申し上げます。

さて、当社は、令和6年1月5日午前10時に、大阪地方裁判所から会社更生手続開始決定を受け、当職が管財人に選任されました。

令和5年12月5日の会社更生手続開始の申立て（令和5年（ミ）第1号）から速やかに開始決定を受けられましたことは、債権者、お取引先の皆様をはじめ関係者の皆様方のご理解とご支援の賜物と衷心より御礼申し上げます。

今後は、大阪地方裁判所の監督の下、調査委員に選任された小林あや弁護士の調査に協力しながら、信頼の回復と経営体制の再構築を図るべく、この度の更生手続開始決定を会社再建の第一歩としてスタートする決意でございます。

全社一丸となって、再建に向けて努力をしていく所存でございますので、今後とも本更生手続への格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具